

議案第 51 号「八尾市長等の常勤特別職職員の給料及び退職手当
の特例に関する条例制定の件」に対する修正動議

上記の動議を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第115条の3
及び八尾市議会会議規則第16条の規定により提出する。

令和元年 7 月 12 日 提出

八尾市議会議員	松	田	憲	幸
同	南	方		武
同	前	園	正	昭
同	五	百	井	真 二
同	土	井	田	隆 行
同	重	松		恵美子
同	西	田	尚	美
同	畑	中	一	成
同	吉	村	拓	哉
同	西	川	あ	り
同	大	星	な	るみ
同	露	原	行	隆
同	田	中	久	夫

議案第51号「八尾市長等の常勤特別職職員の給料及び退職手当の特例に関する条例制定の件」
に対する修正案

八尾市長等の常勤特別職職員の給料及び退職手当の特例に関する条例案を次のように修正する。

原 案	修 正 案
<p><u>八尾市長等の常勤特別職職員の給料及び退職手当の特例に関する条例</u> (給料の減額)</p> <p>第1条 令和元年8月1日から令和5年4月30日 (この条例の施行の際現に市長の職にある者がその任期の途中で退職した場合は、当該退職の日。<u>以下同じ。</u>)までの間(以下「特定期間」という。)における八尾市特別職の職員で常勤のもの の給与に関する条例(昭和44年八尾市条例第17号。以下「特別職給与条例」という。)第1条各号に掲げる特別職の職員の給料月額は、特別職給与条例別表の規定にかかわらず、同表に定める給料月額に、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、<u>同表</u>に定める額とする。</p> <p>(1) 市長 100分の70 (2) 副市長 100分の80 (3) 病院事業管理者 100分の85 (4) 水道事業管理者 100分の85 (5) 監査委員 100分の85</p> <p>2 <u>特定期間における教育長の給料月額は、教育長の給与等に関する条例(昭和39年八尾市条例第31号。以下「教育長給与等条例」という。)第2条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額に100分の85を乗じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。</u> (退職手当の不支給等)</p> <p>第2条 この条例の施行の際現に市長の職にある者が退職した場合(任期が満了した場合を含む。)には、その者(死亡による退職の場合は、その遺族)に対しては、特別職給与条例第6条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額の退職手当は支給しない。この場合における同条第9項の規定の適用については、同項中「八尾市特別職の職員で常勤のもの の給与に関する条例(昭和44年八尾市条例第17号)第6条第1項から第7項まで」とあるのは、「<u>八尾市長等の常勤特別職職員の給料及び退職手当の特例に関する条例(令和元年八尾市条例第 号)第2条第1項前段</u>」とする。</p> <p>2 この条例の施行の際現に前条第1項第2号から第5号までのいずれかの職又は教育長の職にある者(この条例の施行の日の翌日から令和5年4月</p>	<p><u>八尾市長の給料及び退職手当の特例に関する条例</u> (給料の減額)</p> <p>第1条 令和元年8月1日から令和5年4月30日 (この条例の施行の際現に市長の職にある者がその任期の途中で退職した場合は、当該退職の日)までの間における<u>市長の給料月額は、八尾市特別職の職員で常勤のもの の給与に関する条例(昭和44年八尾市条例第17号。以下「特別職給与条例」という。)別表の規定にかかわらず、同表市長の項に定める給料月額に100分の70を乗じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に定める額とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(退職手当の不支給)</p> <p>第2条 この条例の施行の際現に市長の職にある者が退職した場合(任期が満了した場合を含む。)には、その者(死亡による退職の場合は、その遺族)に対しては、特別職給与条例第6条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額の退職手当は支給しない。この場合における同条第9項の規定の適用については、同項中「八尾市特別職の職員で常勤のもの の給与に関する条例(昭和44年八尾市条例第17号)第6条第1項から第7項まで」とあるのは、「<u>八尾市長の給料及び退職手当の特例に関する条例(令和元年八尾市条例第 号)第2条前段</u>」とする。</p> <p>(削除)</p>

30日までの間において、これらの職に就任した者を含む。）が退職した場合（任期が満了した場合を含む。）におけるこれらの職にある者の退職手当の額は、特別職給与条例第6条第2項及び第3項（これらの規定を教育長給与等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額にそれぞれ100分の50を乗じて得た額とする。この場合における特別職給与条例第6条第9項の規定の適用については、同項中「八尾市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例（昭和44年八尾市条例第17号）第6条第1項から第7項まで」とあるのは、「八尾市長等の常勤特別職職員の給料及び退職手当の特例に関する条例（令和元年八尾市条例第 号）第2条第2項前段」とする。

（委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条並びに次項及び附則第3項の規定は、令和元年8月1日から施行する。

（市長の給料の減額の特例）

2 令和元年8月1日から同年10月31日までの間における第1条第1項第1号の規定の適用については、同号中「100分の70」とあるのは、「100分の40」とする。

（国家公務員であった者であって引き続き副市長に就任した者の給料等の減額の特例）

3 特別職給与条例第6条第5項又は第6項に規定する副市長に対する第1条第1項第2号の規定の適用については、同号中「100分の80」とあるのは、「100分の90」とする。

4 前項に規定する副市長に対しては、第2条第2項の規定は、適用しない。

（委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、令和元年8月1日から施行する。

（市長の給料の減額の特例）

2 令和元年8月1日から同年10月31日までの間における第1条の規定の適用については、同条中「100分の70」とあるのは、「100分の40」とする。

（削除）

（削除）

（削除）